

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 10 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による。

損害賠償の和解について

立川市は、平成5年7月14日午後3時50分頃、立川市幸児童館において、当時小学1年生の女兒が児童館の庭で滑車滑り遊びをしようとして滑車にぶら下がったところ、その滑車の留め具からロープの部分が外れ、約2メートルの高さから落下し、顔面を強打した事故（以下「本件事故」という。）による損害賠償について、次により和解する。

1 和解の相手方

本件事故により重傷を負ったA氏

2 和解の内容

- (1) 立川市は、A氏に対し本件事故に基づく一切の損害賠償債務として、既払金357,937円のほか、4,567,587円（後遺障害14級に関する賠償金を含む。）の支払義務があることを認める。
- (2) 立川市は、A氏に前号に定める4,567,587円を和解契約（示談書）の締結後にA氏の指定する口座に振り込んで支払う。
- (3) 立川市及びA氏は、和解が成立した以後、本件事故に関し、いかなる事情が発生しても異議の申立てをしないことを確約する。

示 談 書

本件事故に関して下記のとおり示談いたします。今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申立てをしないことを確約します。

平成 26 年 月 日

第 1 当事者 (甲) 住 所 立川市泉町 1156 番地の 9
立 川 市
氏 名 代表者 立川市長 清水 庄平 印

第 2 当事者 (乙) 住 所
氏 名 印

- 1、事故発生日時 平成 5 年 7 月 14 日 午後 3 時 50 分頃
- 2、事故発生場所 立川市幸児童館
(立川市幸町 2 丁目 19 番地の 1)
- 3、事故原因状況 児童館行事への参加申し込み中、(乙)が館庭で滑車滑り遊びをしようとして滑車にぶら下がろうとしたとき、滑車の止め具からロープの部分が外れ、2メートル位の高さから地面に落下し、顔面(下部)を打った。
傷の程度は、上の前歯 1 本欠損及び 3 本損傷、下唇の外側 5 針縫合、下唇の内側 2 針縫合をした。
- 4、示談内容 (甲)は、(乙)に対して、賠償金合計 4,567,587 円を
(乙)の指定した口座に振り込むこととする。

(以下余白)